平成２４年（フ）第４１７号
埼玉県狭山市大字下奥富668番地
債務者　伊藤　朋子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７７号
埼玉県所沢市大字山口1916番地の１　グリーンハイツ山口104
債務者　山崎　邦弘
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９１号
大分市中戸次4076番地　６棟308号
債務者　西野ひとみ
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２０号
札幌市白石区栄通10丁目７番６号　エ・トレーヌ・リラ１－Ｂ号
債務者　長谷川貴広
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４３号
札幌市豊平区美園４条１丁目１番14号　玉沢ビル３Ｆ
債務者　玉澤　貞雄
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４４号
札幌市豊平区美園４条１丁目１番14号　玉沢ビル３Ｆ
債務者　玉澤美恵子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４７号
札幌市北区新川２条５丁目６番８号　ロイヤルハイツ新川402号
債務者　樫　　直之
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４３号
札幌市白石区東札幌５条５丁目８番17―203号
債務者　網干　奈美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５４号
札幌市北区篠路町上篠路99番地25
債務者　徳永　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５５号
札幌市東区東苗穂11条１丁目11番12号　大澤方
債務者　村上　隆弘
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７９号
札幌市西区山の手５条３丁目１番３―401号
債務者　山田　浩未
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８４号
札幌市豊平区平岸４条４丁目５番17号　パストラーレＨＩＲＡＧＩＳＨＩ102号
債務者　鹿内　広青
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６９号
札幌市豊平区美園10条４丁目１番10号　小田マンション513
債務者　森　　キヨ
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
岩手県花巻市松園町１丁目３番４号　ハイツ枇杷沢Ⅱ102号、前住所岩手県花巻市野田504番地13
債務者　小原　美春
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７０号
岩手県花巻市高木第20地割50番地12
債務者　石塚　　昇
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７３号
岩手県北上市相去町葛西檀４番地18　ハイツＫＡＰ102号、前住所岩手県北上市大堤南１丁目９番18号　レオパレスｃｅｐａｇｅ204号
債務者　昆野　成子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７４号
岩手県北上市下江釣子15地割143番地１
債務者　千田　信子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部